神奈川スケートリンク再整備事業

要求水準書

平成 25 年 12 月

公益財団法人横浜市体育協会

目　　次

1 総則 1
2 基本的事項 2
2-1 本事業の概要 2
2-2 事業予定地 3
3 前提条件及び業務内容 5
3-1 遵守すべき法制度等 5
3-2 準じるべき要綱・基準等 6
3-3 優先順位 7
3-4 設計業務（基本設計・実施設計） 7
3-5 建設業務 8
3-6 工事監理業務 11
4 新施設に係る要求水準 12
4-1 コンセプト 12
4-2 施設計画全般 13
4-3 意匠 15
4-4 構造 16
4-5 建築設備 17
4-6 アイススケートリンク及び周辺設備、機器 25
4-7 屋外工作物、外構、その他附帯施設 28
5 仮設リンクに係る要求水準 30
5-1 前提条件 30
5-2 業務範囲 30
5-3 施設の仕様 30
6 その他（事業者による提案事項） 35

別添資料一覧

別添資料1	施設の利用状況等
別添資料2	事業予定地案内図
別添資料3	境界確定図
別添資料4	現況・高低測量図
別添資料5	敷地の使用条件
別添資料6	近隣地盤状況参考図（新施設事業予定地周辺）
別添資料7	必要諸室リスト（新施設）
別添資料8	事業者が調達するじゅう器・備品等リスト
別添資料9	本協会が調達するじゅう器・備品等リスト

上記の他、提供可能な資料

・【提供資料①】仮設リンク配置イメージ
・【提供資料②】仮設リンク施設内レイアウトイメージ（１）、（２）
・【提供資料③】別添資料３ 境界確定図、別添資料４ 現況・高低測量図の CAD データ
・【提供資料④】暗渠（ボックスカルバート）に関する資料
・【提供資料⑤】現施設設計図（１階平面図、２階平面図、断面図）（ＰＤＦデータ）
・【提供資料⑥】仮設リンク設置予定施設の既存施設設計図（ＰＤＦデータ）

1　総則

神奈川スケートリンク再整備事業要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、公益財団法人横浜市体育協会（以下「本協会」という。）が、神奈川スケートリンク再整備事業（以下「本事業」という。）を遂行するにあたり、事業者に要求する設計・建設・工事監理等業務の内容、業務対象となる施設・設備等に求める水準及び留意事項等を示すものであり、本事業における事業者の業務遂行にかかる規程である。また、本要求水準書に規定されている事項を満たしていることが、本事業の必須条件である。

入札参加者は本要求水準書の内容を満たす限りにおいて、目標を達成する具体の方法・手段等については入札参加者の発想と責任によるものとし、入札参加者は自由に提案を行うことができるものとするが、その際には入札説明書、設計建設工事請負契約書（案）（別紙含む）、本要求水準書（別添資料含む）、落札者決定基準及び様式集ならびにこれらに係る質問回答の内容（以下、「入札説明書等」という。）において示された諸条件を遵守し、その他の内容についても十分に留意して提案書を作成しなければならない。

なお、本要求水準書に示す仕様については、性能又は維持すべき水準等を満たすことが可能な仕様または水準を上回る仕様であれば、入札参加者の提案に変更することができるものとする。

また、入札関連書類に関する質問・回答により本要求水準書の内容が変更された場合及び落札者が入札手続において提出した提案資料等に基づいて設計建設工事請負契約締結時までに本要求水準書を上回る水準に変更された場合、並びに、落札者が入札手続において提出した提案資料等において独自に提案した事項がある場合は、当該変更および当該独自提案を含んだものを要求水準とする。

本協会は事業者の業務についてモニタリングを行い、要求水準の内容をモニタリング時の基準として用いる。

2 基本的事項

2-1 本事業の概要

(1) 目的

本事業の主な整備対象となる新しい神奈川スケートリンク（以下「新施設」という。）は、開設以来 65 年間に亘り長く市民に親しまれてきた現神奈川スケートリンク（以下「現施設」という。）の更新（建て替え）を行うものである。

本事業は、主に市民が気軽にスケートスポーツを体験できる市民リンクとして、また、興味を持った種目の練習に加え競技・試合も実施可能な施設として新施設の整備を行うものであり、わが国におけるスケート発祥の地に相応しく、市民に親しまれる施設であることが求められる。さらに、維持管理・運営コスト低減や保守管理の容易性に配慮した施設とする必要があり、施設整備についてもコストパフォーマンスに優れた施設とする必要がある。なお、本事業には建て替え期間中の仮設アイススケートリンク（以下、「仮設リンク」という）の整備及び現施設の解体撤去も含まれる。

(2) 事業方式

本事業は、本協会が事業者と締結する設計建設工事請負契約書に従い、事業者は現施設の解体・撤去、新施設・仮設リンク（横浜市内既存建物内）の設計、建設、工事監理を一括で行う方式（DB: Design Build）により実施する。

(3) 事業の対象

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

1）設計業務（基本設計・実施設計）

① 事前調査業務（現況測量、地盤調査、電波障害関連業務等）
② 新施設の設計業務
③ 仮設リンクの設置に係る設計業務
④ 本事業に伴う各種申請等の業務
⑤ その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

2）建設業務

① 本事業に伴う電波障害関連業務
② 現施設の解体・撤去業務
③ 新施設の建設業務
④ 仮設リンクの設置に係る改修業務（仮設リンク閉館後の撤去も含む）
⑤ 本事業に伴う什器・備品等の調達・設置及び什器・備品台帳作成業務
⑥ 本事業に伴う各種申請等の業務
⑦ その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

3）工事監理業務

① 新施設の工事監理業務

② 仮設リンクの設置に係る工事監理業務

③ 本事業に伴う各種申請等の業務

④ その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

※本事業の対象にはアイススケートリンク設備も含まれるため、設計建設工事請負契約書（案）第 48 条 （瑕疵担保）の対象は、アイススケートリンク設備も含まれる。その場合、損害賠償の請求期間は、同条第 2 項第 2 号のうち、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合を準用する。なお、アイススケートリンク設備、建築及び建築設備による総合的な施設性能は、負荷が最大となる夏季に判断することとなるため、引渡し後最初に訪れる盛夏に、猛暑日でも支障なく継続運転が可能な性能を有することを確認する。ただし、事業者から、引渡し時点で性能を確認できる試験等の方法が提案され、本協会において当該提案を認めた場合は、当該試験等により性能確認を行う。

(4) 事業期間

事業スケジュールは概ね以下のとおりとする。なお、事業者により設計・建設等期間の短縮についての提案がなされ、事業者の責任において当該提案通りのスケジュールに則った事業実施が可能な場合は、当該スケジュールに則った設計建設工事請負契約を締結することがある。その場合、事業者の責に帰すべき事由により当該スケジュールから遅延した場合は、設計建設工事請負契約に定める履行遅滞の場合における損害金等にかかる規定に基づく処理を行うこととする。

① 契約締結 ：平成 26 年 4 月下旬まで

② 事業期間 ：契約締結日～平成 27 年 12 月

③ 設計・建設等期間 ：契約締結日～平成 27 年 12 月

④ アイススケートリンク供用開始日 ：平成 27 年 12 月*

⑤ 施設引渡し日 ：事業者の提案による*

＊アイススケートリンク供用開始日及び施設引渡し日の詳細は、事業者の提案に基づき協議により決定する。

2-2 事業予定地

(1) 新施設の事業予定地

① 事業予定地：神奈川県 横浜市神奈川区広台太田町 1-1

② 敷地面積：4,561 ㎡

③ 都市計画

i) 地域地区等： 商業地域

ii)法定建蔽率： 80％

iii)法定容積率：400％

iv)防火地域

v)高度地区：高度地区（最高限）：第 7 種高度地区

④ 建築・造成等に関する制限

i) 建築基準法第 22 条区域（防火地域及び準防火地域を除く）：建築基準法第 22 条による区域

ii)駐車場条例の附置義務区域：駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域

⑤ まちづくりに関する制限：東神奈川駅周辺地区街づくり協議地区

3　前提条件及び業務内容

3-1　遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、以下に掲げる関連の各種法令（施行令及び施行規則等も含む）を遵守すること。なお、記載のない各種関連法令等についても適宜参考にすること。

【法令・条例等】

・建築基準法
・都市計画法
・消防法
・横浜市火災予防条例及び同規則
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化に促進に関する法律
・興行場法
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
・健康増進法
・駐車場法
・横浜市福祉のまちづくり条例
・横浜市緑の環境をつくり育てる条例
・駐車場法、横浜市駐車場条例
・屋外広告物法
・エネルギーの使用の合理化に関する法律
・地球温暖化対策の推進に関する法律
・資源の有効な利用の促進に関する法律
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律
・電気事業法
・電気用品安全法
・電気工事士法
・電気工事業の業務の適正化に関する法律
・電波法
・水道法
・下水道法
・ガス事業法
・高圧ガス保安法
・ガス事業法
・水質汚濁防止法
・土壌汚染対策法

・大気汚染防止法
・悪臭防止法
・騒音規制法
・振動規制法
・建設業法
・航空法
・測量法
・労働基準法
・労働安全衛生法
・石綿障害予防規則
・建築士法
・個人情報の保護に関する法律
・会社法
・横浜市建築基準条例
・興行場法施行条例（横浜市）
・興行場法施行細則（横浜市）
・その他関連する法律および神奈川県並びに横浜市の条例

【要綱・基準等】
・横浜市建築基準法取扱基準
・東神奈川駅周辺地区街づくり協議指針
・その他の関連要綱及び各種基準

3-2 準じるべき要綱・基準等

本事業の実施にあたっては、以下に掲げる要綱・基準等に準じること。なお、記載のない要綱・基準等についても適宜参考にすること。

【要綱・基準等】
・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
・建築工事監理指針（国土交通省）
・電気設備工事監理指針（国土交通省）
・機械設備工事監理指針（国土交通省）
・建築工事安全施工技術指針（国土交通省）
・建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（国土交通省）
・建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
・ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン（国土交通省）

・建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）
・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事工事編）（国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）
・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）
・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）
・その他の関連要綱及び各種基準

3-3 優先順位

入札説明書等、関連法令及び適用する図書等は、相互に補完するものとする。ただし、内容に相違がある場合の優先順位は、下記のとおりとする。

1）関係法令　2）入札説明書等に関する質問回答書　3）入札説明書等　4）適用する図書等

3-4 設計業務（基本設計・実施設計）

(1)　設計の範囲は、新施設建設、仮設リンク設置及び現施設解体に関するすべての工事とする。設計においては、「4 新施設に係る要求水準」を満たすこと。また、事業者は、必要な事前調査、近隣対応、電波障害調査、本施設整備に伴う各種申請等及びこれらを実施する上で必要な関連業務を行うものとする。

(2)　事業者は、基本設計及び実施設計それぞれの完了時に、設計成果物（基本設計及び実施設計それぞれの設計図書及び設計において必要になる各種調査結果、検討資料、打合せ記録等を含む）を本協会に納めること。

(3)　設計業務の期間は、建設業務等に必要な期間を考慮し、本施設の供用開始時期に間に合わせるよう事業者が計画することとする。

(4)　事業者は、事業契約後速やかに入札時の提案書類、本要求水準書及び設計建設工事請負契約書等に基づき基本設計を行い、定期又は随時に当該業務の進捗状況及び内容について、本協会による確認を受けなければならない。基本設計完了後、本協会の確認を得た後、実施設計に着手すること。

(5)　事業者は、実施設計の着手後、定期又は随時に、当該業務の進捗状況及び内容について、本協会による確認を受けなければならない。

(6)　実施設計完了時に本協会は、その設計内容が本要求水準書等に適合するか否かを確

認する。

(7)　本協会は実施設計の内容に対し、工期及び費用の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができる。

事業者は上記を踏まえ、要求性能確認計画書を本協会と協議の上作成し、本協会に提出する。事業者は要求性能確認計画書に基づき各業務を管理し、要求水準及び提案内容をすべてリスト化し、その満たしていることを確認すること。

3-5　建設業務

(1)　施設の建設工事

1）基本的考え方

事業者は、新施設の建設工事（附帯施設・屋外工作物その他外構工事を含む）、仮設リンク設置工事（附帯施設・屋外工作物その他外構工事を含む）、現施設解体撤去工事（土壌等の処分を含む）、じゅう器･備品調達、電波障害対策調査及び対策工事、近隣対応・対策業務、関係機関等との協議並びに許認可等申請等の手続き、竣工図作成及びその他これらを実施する上で必要な関連業務を行うものとする。

また、建設工事においては、「4 新施設に係る要求水準」を満たすこと。

(2)　建設業務の一般事項

1）関係機関との協議等

工事にあたっては、関係機関等と十分に協議、調整を行うとともに、安全管理を徹底すること。

また、周辺施設等に損傷を与えた場合は、本協会と協議のうえ、事業者の負担により現況に復旧すること。

2）近隣への配慮

工事にあたっては、関係法令等を遵守し、近隣への騒音・振動・塵埃等の影響を最小限にとどめるよう対策を講じること。やむをえず補償等が生じた場合は、事業者が誠意をもって解決にあたり、事業の円滑な進捗に努めること。

3）建設工事ヤード

建設工事期間中は、敷地周囲の道路及び隣接公園における歩行者の安全確保に留意すること。工事車両の搬入ルート等の検討にあたっては、関係機関等と十分に協議、調整を行うこと。

4）工事時間

建設工事の時間帯は、本施設関係者や近隣への影響に十分配慮すること。

(3)　現施設建築物等の解体撤去工事

1）撤去範囲

敷地内における現施設の建物、その周囲の建築設備、屋外工作物、植栽、フェンス、門扉及びその他外構工作物の解体撤去及び新施設建設に必要となる整備等を行うこと。ただし、国道１号沿いに国が管理する「境橋」の欄干等があり、入札時の提案においてはこれを存置して施設の計画を行うものとするが、設計段階においては、当該欄干等の撤去の可否等について国等関係者との十分な協議を行うこと。さらに、当該欄干等は、前面の歩道アスファルト凸部に埋設されている電線共同溝に近接しているため、解体等の施工を行う場合は、東京電力等、電線共同溝関係者との十分な協議を行うこと。

なお、現施設は長年アイススケートリンクとして使用しているため、アイススケートリンク下部が凍土となっている可能性がある。また、敷地東側の本協会所有フェンスの撤去に際して、隣接する緑道の樹木（横浜市（神奈川土木事務所）所有）の取り扱いについては、神奈川土木事務所との協議を行うこと。

事業者は、解体工事着工前に境界杭再確認のため、「岡田土地建物調査事務所」に連絡し立会いを求めること。

2）工事中の安全対策等

隣接して公園があるため、本事業工事部分と他のエリアは、仮囲い等で区画を行い、十分な安全確保を行うものとする。

3）発生材の処分

撤去工事に伴う発生材の処理は、場外搬出のうえ、適切に処理を行うものとする。ただし、これらを再資源化する等適切な処理を行う場合においてはこの限りではない。

(4)　電波障害対策調査及び対策工事

本事業に伴って、周辺家屋等に電波障害が発生するおそれがある場合は事前に十分な調査を行い、必要な時期にその対策工事を実施すること。

なお、その対策に関する維持管理費については本協会の負担とする。

(5)　じゅう器備品調達・設置業務

1）本事業にて整備される各施設に新たに設置されるじゅう器･備品等については、「別添資料８　事業者が調達するじゅう器・備品等リスト」に示す内容に従い、調達及び設置を行うものとする。

2）じゅう器備品調達設置に関する届出または許可に要する費用及び事務手続きが必要な場合は、本協会が別途費用負担をする。

(6)　関係機関等との協議並びに申請等の手続き

1）事業者は、施設整備に係る調査が必要な場合は、関係者の承諾を得て自ら実施する。
2）事業者は、施設整備に必要な関係機関との協議及び建築確認申請等の各種申請や諸手続きを行う。
3）関係機関との協議又は地元調整等により必要となった調査、関連工事等に要する費用はすべて事業者の負担とする。
4）各種申請の申請者名は原則として事業者とする。

(7)　その他本事業範囲となるもの

1）見積もりに要する費用
2）工事契約に要する費用
3）竣工図、施工図・施工要領書等作成業務関連費用
4）式典（起工式、上棟式）に要する費用
5）各申請にかかわる費用（申請費用含む）
6）各種インフラ（上下水道、ガス、電力、電話等）の撤去、更新、修復
7）廃棄物処理関係費用
8）隣地に対する沈下、変異対策及び測定調査（着工前、着工中、竣工時及び竣工後一年目）
9）近隣折衝及び近隣説明会開催等に係る諸費用（近隣補償費は除く。但し、解体、移転、新築工事に起因する近接建造物等への損傷等の補償は見込むこと。）
10）家屋調査費用
11）お知らせ等告知に必要となる費用
12）隣接土地を使用する場合の賃借料
13）建設工事保険
14）必要となる歩道、緑道等の切り下げ、復旧に伴う移設工事
15）カーテン、ブラインド工事
16）法令義務備品（移動式消火器等）
17）サイン工事
18）工事中における振動計、騒音計等の設置
19）既存杭等を引き抜いて工事を行う場合の流動化材打設
20）竣工引き渡し前の試運転に係る経費
21）施設パンフレット作成
22）コスト縮減、ライフサイクルコストに関する検討
23）メンテナンス方法及びメンテナンス費用に関する計画書作成業務

3-6　工事監理業務

(1)　事業者は、建設業務にかかる工事監理業務及びこれを実施する上で必要な関連業務を行うものとする。

(2)　事業者は、工事監理者を設置し、その者の氏名、保有する資格など必要な事項について本協会の確認を受けること。

(3)　工事監理者は、工事期間中にわたり重点監理（常駐管理を必須とするものではない）を行い、建設業務が設計図書及び要求水準等に基づき適切に行われていることを確認すること。

(4)　工事監理者は、公共建築工事標準仕様書の監督職員の業務を行うものとする。

(5)　工事監理者は、工事請負者への指示は書面で行うとともに、本協会のモニタリング時の求めに応じ、指示書を提出すること。

4　新施設に係る要求水準

4-1　コンセプト

新施設は、現施設の有する

・60 年超にわたり市民のみなさまに親しまれてきた歴史と伝統

・いつでも、誰でも、気軽に、身近に、氷上スポーツである「アイススケート」を体験できる市民リンクとしての性格

を継承するとともに、オリンピック選手を目指すこどもたちやトップアスリートの練習拠点となり、各競技種目の大会を開催できる機能を備えた施設にもなるよう、特に次の諸点について配慮した整備を行うことを新施設のコンセプトとする。

(1)　市民がアイススケートを楽しむ場であり、アイススケート普及拡大のための施設とする。

(2)　利用者にとって、現施設よりも親近感を感じ、利便性の向上した施設とする。

(3)　地域のみなさまにとっても魅力を感じる、地域貢献に寄与できる施設とする。

(4)　アイスホッケー、フィギュアスケート、ショートトラック、カーリングなど各競技種目の地域大会などを開催するために必要な設備を備えた施設とする。

(5)　市民がトップアスリートの練習風景を身近に体感できるよう、JOC 練習強化拠点などになることのできる施設とする。

(6)　CO^2 削減による低炭素社会の実現とエネルギーコストの削減に資するよう、省エネルギー効果の大きい施設とする。

(7)　災害時に地域防災の拠点となる施設とすることも視野に入れる。

なお、新施設は遅くとも平成 27 年 12 月にアイススケートリンク部分のサービス提供を行う事が可能であること（アイススケートリンク部分以外の残工事は、来場者の安全に支障の無い範囲とする）。事前の試運転等も可能となる余裕ある設計施工日程であること。

また、現施設の利用は事業者の提案により仮設リンクの使用可能となる時期までを基本とする。ただし、利用資機材により一カ月程度の休場は許容する。

現施設の解体前に新施設の建設に着手する計画とする場合は、引き渡し日までに現施

設のうち使用できなくなる部分、新施設のアイススケートリンク供用開始可能日、現施設解体完了日及び引き渡し可能日等について、提案時（入札時）に明示すること。

4-2 施設計画全般

(1) 経済性

a) 材料及び機器等は、品質・性能・耐久性等を総合的に勘案し、ライフサイクルコストの軽減が図られるよう配慮すること。

b) 保全性、耐用性について考慮した施設とすること。

c) 維持管理、保守が容易に行うことができるよう配慮したものとすること。

d) 運営時に職員の効率的な職務遂行が可能な施設とすること。

(2) 安全性

a) 人体の安全性、快適性に配慮した建設資材を採用すること。

b) アイススケートリンク室への出入り口は、利用者の安全を阻害しない仕組みとすること（特に幼児学童への安全配慮）。

c) 昼間の一般営業時間帯利用者には幼児・学童利用者が多い事を踏まえること。

d) アイスホッケー使用時見学者に対する防護策が準備されていること。（防護ネット等の使用等）

e) 夜間・早朝の貸切営業時間帯利用者の管理に配慮し、貸切利用者の入退場が円滑であること。また、地区大会時のエリア制限、夜間における侵入防止への対策を行なうこと。

f) 各室は、施錠ができること。特に受付、貸し靴エリア等は、シャッター（内部確認が容易なグリルタイプ）等も併用すること。

g) 夜間出入り口は、事務室及び氷上員室からも遠隔操作を行えるようにすること。

h) 利用者の安全確保及び侵入対策等のため、各出入り口への職員からの死角が少なくなるよう、ゾーニングや諸室配置に配慮すること。

i) 複数の避難経路を設けること。

j) 転倒、転落、ガラスへの衝突等の事故防止を図るため適切な措置を講ずること。また、通行に支障を及ぼす突出物を設けないよう配慮するとともに、各所コーナーの出隅部分などは面取りやコーナーガードを設けるなどの安全措置を行うこと。

k) 工事完了時には、室内空気中化学物質の濃度調査を行うこと。

(3) 耐久性・保全性

a) 躯体、仕上げ、設備等の更新周期の異なる部材及びシステムは、適切に分離する等、更新作業が効率的に行える計画とすること。

b） スケート場特有の条件を考慮し、使用材料の耐久性を高める等、長寿命の性能確保に努めること。

c） 設備シャフトの位置・大きさ等保全性に優れた計画とすること。

(4) 環境保全性

a） 可能な限り環境負荷の低減に努め、運用段階の省エネルギー・省資源、長寿命化を充分検討し、サステナブルな施設をめざすこと。

b） 材料及び機器等は、環境の保全に配慮したものを選定すること。

c） 材料及び機器等は、資源のリサイクル等の有効利用も考慮すること。

(5) ユニバーサルデザイン

a） 施設は、より多くの人が使いやすいものとなるよう配慮すること。

b） 施設内は、アイススケートリンクへの入り口等、段差が必要な場所を除き、原則として床に段差を設けないこと。

c） サインは来館者を容易に導くものとすること。

d） 各室等入口には、室名サインやピクトグラムを設けること。男女別に設ける室等は、男女の別も明示すること。

(6) 断熱性等

a） 壁の構造及び空調・除湿等を考慮することで、室内に発生する表面結露及び内部結露を抑制すること。

b） アイススケートリンク部分からの冷気の断熱に留意し、結露等による雫落下防止に努めた配慮を十分に行うこと。

c） 原則 24 時間 365 日（停電時、災害時、法令等及び設備保守上必要となる点検時等を除く）、常時利用者が快適に利用を継続できる環境を実現する為には、通年値でアイススケートリンクエリア内室温が 14 度未満（床高 1.5m、95%値）となるよう温湿度勾配を勘案し、断熱・遮音性能が発揮されるべく総合的に検討の上、設計・施工が実施されること。

d） アイススケートリンクエリア内に断熱シート等を使用の場合には暖気の排出等も十分考慮した仕組み、構造とすること。冷凍機若しくは専用機械等を利用した冷気を利用する室温制御対策が望ましい。

e） 湿度対策の為、除湿機を導入する場合には室温制御対策も提案のこと。使用する断熱材、例えば EPS 建材等を用いた施工では、吸湿等による効果減衰及び無効化（断熱材等への湿気混入によるいわゆる断熱材痩せ）を避ける工法や、材質・材料等の選定及び 10 年経過後の効果減衰予測見込みについて、根拠他と併せて検討すること。

f） アイススケートリンク室エリアへの入退場口には、冷気の散出防止効果向上のた

め二重扉等を設置し冷気の散逸防止を配慮のこと。

(7)　配置計画

a)　敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮に入れ、均衡のとれた施設配置とすること。

b)　アイススケート発祥の地である横浜スケート文化の拠点に相応しい外観イメージとすること。

c)　敷地出入り口は、歩行者、二輪及び一般車に関しては、北・東・南側道路何れを利用してもよい（複数出入り口可）。

d)　貸し切り利用（児童を中心としたフュギアスケート利用、団体でのアイスホッケー利用等）の際に、入れ替え時間帯に出入りの輻輳を招かないように導線上の配慮を行うこと。

e)　コストパフォーマンスに十分配慮した外装デザインとすること。

f)　中長期的なメンテナンス性に優れた設備、資材・建材を優先して使用すること。

g)　地域貢献活動の具現化対象として、複数の壁画パネルの掲示が可能な準備がなされていることが望ましい。

(8)　建築制限等：

1）敷地の使用条件として、敷地内及び敷地に隣接する設備等について、以下の条件を遵守すること。また、施工に際しては試掘等調査を行い、設備等を損傷することのないよう十分注意すること。（位置等詳細は別添資料 5 参照）

・基礎、杭等の工事を行う場合には、カルバートの補修工事に必要となる空間として、西側にあるカルバート境界から水平方向に 1.5m 程度の空地、垂直方向に 4m 程度の空間を確保すること。

・下水道用地には建築物、工作物等を設けないこと（舗装を除く）。

・国道 1 号側歩道（国が管理する「境橋」前面の歩道アスファルト凸部）に埋設されている電線共同溝に影響を与えないこと。本事業において電線共同溝に近接等する施工を行う場合は、東京電力等、電線共同溝関係者との十分な協議を行うこと。

4-3　意匠

(1)　必要諸室等の性能・機能条件

新施設は、30m×60m 国際規格のメインリンク一面もしくは一面以上と、幅 7m 程度のサブリンクを有するものである。

メインリンクは、フィギアスケート、アイスホッケー及びショートトラックでの使用を想定しており、地区大会レベルでの会場利用に対応できるものとする。

サブリンクは、日常は幼児や低学年児童等が安心してスケートに親しむことが出

来るものとし、カーリングシート一面相当が確保できることが望ましい。

新施設に必要となる諸室等の性能については、別添資料 7 を遵守すること。

(2) 運用方法に即した諸室配置

a) 各機能の各室の配置及び形状等は、家具・調度品、収納の位置等を考慮し、機能性、利便性の高い計画とすること。

b) エントランスホール、エレベーターホール、廊下等の共用部分は、利用形態及び施設利用者数等に応じて適正なスペースを確保すること。

c) 受付及び貸し靴は、オープンカウンターによる対応を想定しているが、自動改札等を設置できるよう、配線用配管等の設備対応を行うこと。

(3) 防音・遮音

a) 防音・遮音性能は、25db 以上とする。

(4) 床

a) 床は清掃しやすく、滑りにくい仕上げとすること。

b) スケート靴を履いた後の動線となるエリアは全面ゴムマット敷き仕上げとし、設置場所を配慮した色彩とする（エレベーター、階段等も含む)。

c) アイススケートリンク出入口部分は、滑り等の事故防止・抑制のため、耐久性に優れ、透水性能を有する材質とし、排水等が容易な仕組みが考慮されていること。

d) アイススケートリンク設置部分を含め、階下への断熱・防水に十分配慮した構造であること（配管用ピット部分等も含む)。

(5) 抗菌・防泥対策（壁等）

a) キッズルーム、採暖室、更衣室、トイレ等の幼児児童の利用が多い部分に関して、機能性材料の塗布・貼付、若しくは専用の機器設置により抗菌・防汚効果が明確に期待できるのであれば提案されたい。なお、使用する機能性材料、機器に関する効能効果、そのデータと選択理由を明示のこと。

4-4 構造

a) 不特定多数の利用者が訪れる施設であることに鑑み、十分な耐震性を確保すること。

b) 地震等さまざまな災害時の被災を最小限に留めるよう配慮すること。

c) 需要の変化、利用者増加、機能拡張なども想定し、フレキシビリティに配慮すること。

4-5 建築設備

(1) 共通事項

a) 使用機器は、原則 24H、365 日（停電時、災害時、法令等及び設備保守上必要となる点検時等を除く）の連続運転が可能であること。

b) 集中制御、監視が行えること。各設備等の監視盤を事務室に設置するとともに、氷上員室に副表示器を設けること。

c) コンセント、スイッチ等の位置は家具・調度品を考慮し、使用上支障のない位置に設けること。

d) 機器の設置に当たっては、防振架台等による振動騒音等の軽減に配慮すること。特に屋外に設置する設備機器は、振動・騒音軽減等への配慮を十分に行うこと。

e) 各店舗については、親メーター以外に電気・給水・給湯等各設備の計量メーターを設置すること。

(2) 温室度管理の考え方

a) コストパフォーマンスを考慮した施設と設備の組み合わせとすること。

b) アイススケートリンク室内冷気の散逸・拡散が最小となるよう配慮すること。

c) 建物内は、高断熱且つ気密制御に優れた仕組みを有すること。

d) 換気には十二分に配慮した施設であること。年間 15~20 万人程度の利用者が予想される施設であり、混雑時（ピーク時：冬：1500 人、夏：800 人超の入場利用者）には相当の発熱・発露が予想される為、空気循環を考慮し排熱・排露、換気等アイススケートリンク室内の温度上昇抑制と必要エネルギーの効率化（最小化）を共に実現するべく配慮がされていること。特に混雑時の酸欠防止対策を兼ねた換気と外気導入が必須であるが、温湿度の維持に配慮されていること。（具体例として、アイススケートリンク室内の温度勾配を利用する方策として、排熱排露、強制換気及びアイススケートリンク室内の与圧（陽圧制御）利用、外気処理空調機（一体型、ヒートポンプ方式、送風温度は 13℃以下）による取り込み送風、必要に応じて冷凍倉庫に見られるブライン利用の冷気吹出しを組み合わせる等、利用環境実態を踏まえた施設であること。）

e) アイススケートリンク近傍（含む通路等）における室温温度は、6～10℃程度（夏季の猛暑日には 14℃程度未満）が保持されるような仕組みであること。一般的な体育館、事務所等に使用される、普及タイプ除湿機のみによる単純な対策は不可とする。

(3)　電気設備

1）受変電設備

a)　6KV 普通高圧 1 回線を引込とする。

b)　敷地への受電は、既存設備を撤去し新設すること。

c)　キュービクル式配電盤とし、電力損失の軽減を図り、高効率なシステムとなるよう計画すること。

d)　発電機電源には、非常電源負荷と平常時停電負荷の自動切り替え回路を構成すること。

2）予備発電設備

a)　消防用負荷、建築排煙（必要な場合）等の法令等により必要な非常電源とする。

b)　計画する上記の予備電源設備容量は、非常電源負荷に対応する容量とし、それ以下の平常時停電負荷（保安用照明、保安動力負荷を計画）を計画すること。

c)　変電設備の操作制御監視、非常照明電源を設けること。

3）幹線動力設備

a)　電気幹線の需要率、電圧降下率は(財)日本電気協会編「内線規程」による。

b)　配線方式はケーブルラック布設を原則とし、布設ルートは容易に点検可能な場所とすること。

c)　監視盤は事務室に設置するとともに、氷上員室に副表示器を設けること。

d)　受水槽等の水位、給水ポンプ等の運転異常について警報設備を設けること。

e)　事務室に総合監視盤を設け、防災警報、受電設備・ポンプ・空調機等の故障警報等の表示及び共用部の照明、空調のリモコン操作を行えるようにすること。

f)　総合監視盤には、給水・給湯集中検針システムを組み込む。なお、各店舗については、親メーター以外に電気・給水・給湯の計量メーターを設置すること。

4）電灯・コンセント設備

a)　照明は、省エネに配慮した計画とすること（LED、無電極ランプ等)。また、使用する機材は発熱総量の少ないものを選択し、総合的な省エネの実現を図ること。

b)　照明器具は、使用場所を考慮した光源を採用し、容易に球替えができるなど、形状や設置位置に配慮したものを採用すること。

c)　照度は原則として JIS 照度基準に準じるほか、施設計画に応じて遵守すべき条例等に従うこと（横浜市興行場法施行条例等)。なお、メインリンクはアイススケートリンク面で 1,500 lx 以上(サブリンクはアイススケートリンク面で 500 lx 以上 1,000 lx 以下程度）とし三段階以上の調光機能を有すること。又、アイス

ホッケー用パック等からの防護機能（球面状の金属ネット等）を有すること。設計時には、各区分単位に推定（予想値）エネルギー消費量と照度等を提示の事。

d） 原則として照明器具、換気扇等の器具類毎の操作は事務室でのリモコンスイッチによる集中点滅が可能なものとする。集中点滅はゾーニングを考慮して適切な計画を行なうこと。スイッチは、家具や備品の配置を想定し、適切な位置に設けること。

e） 一般用コンセントは 2 口とする。

f） トイレ、事務室、その他 OA 機器設置箇所及び水周りとなる箇所に設置のコンセントは接地端子付とし、床高さ 1m 以上の場所に設置とする。また、不特定多数が利用可能な環境へ設置される場合は、原則蓋付きとする。

g） 店舗の調理機器、冷蔵冷凍保存機器等のコンセントは、接地端子付とすること。自動販売機用は高所設置とし、抜け防止機能付きとする。

5）構内電話設備

a） MDF（主配電盤）、電話交換機を施設内に設置し、施設内の必要箇所（事務室（受付含む）10 台程度、氷上員室 2 台程度、コーチ控室、医務室、機械室各 1 台等）の電話機、ファクシミリ等の端末機器への配管配線を行う（電話交換機、電話・FAX の端末機器本体は本協会が調達）。事業者は MDF（主配電盤）の設置及び配管配線を行なうこと。外線は 12 回線（受発信 6 回線、FAX2 回線、音声ガイダンス用 4 回線）とする。なお、アイスホッケー使用時等に 10 台程度の無線式インカム（相互通信式構内電話）を使用する予定であるが、当該インカムは本協会にて調達する。

b） 公衆電話用回線を施設のエントランスホール付近に 1 回線分設置すること。

c） 受け口は、家具や備品の配置を想定し、適切な位置に設けること。

d） デジタル回線（光ケーブル）とすること。

e） 店舗のための局線の配管配線をすること。

6）構内情報設備

a） 2 系統の LAN（施設職員等が使用するプライベート LAN とホッケー等利用者がアイススケートリンク周辺で使用する無線オープン LAN）を構築し、多目的室やトレーニング室等でパソコンを利用した会議・教育を行える環境を整備できるよう、配管・配線等を整備すること。

b） 事務室、氷上員室の各室までモジュラージャック（情報コンセント）を整備すること。

7）テレビ共聴設備

a)　地上波デジタル放送及び BS、CS 放送を対象とする。

b)　直列ユニットは事務室、氷上員室、コーチ控室、採暖室、ホール、多目的室に設けること。

8）非常用放送設備・ローカル放送設備

a)　全館系統の放送設備は非常放送兼用業務放送とし、BGM、呼出し、定時のチャイム放送及び非常時の誘導放送が行えるものとする。

b)　事務室、氷上員室、アイススケートリンクサイド特設 BOX（音響設備）からそれぞれに放送範囲を選択し館内放送ができること。

c)　専門的な先進音響設備は必要としないが、フュギュアスケート練習用に扱いやすく、聞き取りやすい設備であること。

d)　アイススケートリンクサイドに設置されている表示機器への制御も併せて可能とする。なお、構内通信設備の電話機器等（無線方式が望ましい）とも連携できるようであれば、その仕組みを提案すること。

9）インターホン設備

a)　夜間用出入り口にインターホンを設置し、夜間に事務室及び氷上員室で通話できる設備を設けること。（館内の連絡は原則、電話機の内線機能を使用する。）

10）ITV 設備等

a）監視カメラはトイレ、更衣室等を除き原則全室にドーム型を、出入口にはセンサー型、屋外は暗視機能付き防雨型、アイススケートリンクまわりは高精細ズーム機能を有した形式を原則とし、専用 LAN 回線等（含む無線）で接続され事務室及び付室、氷上員室等での制御操作とモニター、30 日程度の画像録画記録が可能であること。

b）録画された画像は、パソコン等により容易に確認再生が可能なこと（ストリーミング機能付き）。なお、アイススケートリンク内用は、デジタルサイネージ、インターネット等への利用が可能なこと。

11）時計表示設備

a）100 インチ程度のディスプレイ（ホッケーのパックに対するガード付き）を設置し、時刻表示ができるようにすること。なお、パソコンにより表示内容をコントロールするが、競技用時計を求めるものではない。設置箇所は合計 3 箇所（メインリンク短辺壁面にそれぞれ 1 箇所、メインリンク壁面のうちサブリンクから見える場所に 1 箇所）とする。

12）機械警備用配管設備

a） 施設全体の機械警備への対応が可能となるよう、配管までを行うこと。なお、6 その他（事業者による提案事項）に示すように、セキュリティについては提案事項としている。

13）自動火災報知設備等

a） 消防法及び関連法令の遵守と所轄の消防署と充分な協議を行った上で整備すること。なお、自動火災報知設備を設ける場合以下の点に留意すること。

b） 幹線はケーブルラック方式，分岐配線は天井内ケーブルころがしとし、立下げ部は配管による保護を行うこと。

c） 各種感知器をはじめ、必要な消防用設備等は消防法に基づき設置すること。

14）自動閉鎖設備

a） 消防法及び関連法令の遵守と所轄の消防署と充分な協議を行った上で整備すること。なお、自動閉鎖設備等を設ける場合以下の点に留意する。

b） 施設の防災監視を集中させ、非常時にスムーズな対応を行えるよう、事務室に防災盤（自動火災報知設備、防排煙連動設備等）を設置すること。また、氷上員室に副表示盤を設置すること。

15）駐車場管制設備

a） 駐車場の管理はゲートを用いた入出庫管理を想定している（フラップアップは採用しない）。なお、当該ゲート等機器の設置及び管理については本要求水準に含まない。（6 その他（事業者による提案事項）に示すように、セキュリティについては提案事項としている。

16）雷保護設備

a） 軒の高さが 20m以下の場合でも、保護レベルⅣの外部雷保護及び内部雷保護をを設けること。

b） 特に重要負荷電源には避雷対策を講じること。

c） 接地はＡ型接地極とする。

(4)　給排水衛生設備

1）給水設備

a） 既存の給水設備は撤去し、関係各所と協議の上、適切な設計を行うこと。

b） 給水方式はポンプ直送方式とする。

c） 受水槽容量は日給水量の半日分とアイススケートリンクの補給水を確保した容量とする。

d） 受水槽の材質は、赤水を発生させないものとすること。

e） ポンプ室には、室温により自動運転する機械換気装置を設けること。

f） 機器の点検、取替及び浸水対策等に配慮した配置計画とすること。

2）排水設備

a） 既存の排水設備は撤去し、関係各所と協議の上、適切な設計を行うこと。

b） 汚水と雑排水は分流方式とする。通気は、臭気が施設内に侵入しない等、居住環境に影響のない位置で大気に開放すること。

3）衛生器具設備

a） 衛生器具の選択にあたっては節水器具を採用のこと。

b） 手洗い器、洗面器にはセンサーによる自動水栓、小便器には自動洗浄設備を設置すること。

c） 便所の大便器は洋式便器とし、暖房・洗浄付便座を設置すること。小便器は壁付けとすること（汚れ防止、臭い防止及びスケート靴による破損防止）。

d） 各給湯個所には、シングルレバー混合水栓を使用すること。

e） 多目的トイレは横浜市福祉のまちづくり条例に準拠するとともに、別添資料 7 に記載の要件を満たすこと。

4）給湯設備

a） 各給湯個所には、シングルレバー混合水栓を使用すること。

b） シャワー室、整氷車等の使用量が大きな箇所は局所給湯（ガス）を基本とする。手洗い器等は貯湯式（電気）としてもよい。

5）消火設備

a） 消防法及び関連法令の遵守と所轄の消防署と充分な協議を行った上で整備すること。

6）ガス設備

a） 敷地の既存ガス供給設備は撤去し、関係各所と協議の上、新たに引き込みを行うこと。

(5)　空調換気設備

1）空調設備

採暖室（暖房のみ）、事務室・氷上員室・医務室（冷暖房）を除き、原則として空調設備の設置を必須とするものではないが、設置する場合は以下の用件を満た

すこと。

a） 空調熱源は各エネルギーの供給事情を踏まえ、経済性、周辺環境保全のほか、施設の運用等を総合的に検討し、提案すること。

b） 空調設備は、使用場所に応じた運転が可能で、かつ、できる限り環境負荷や光熱水費を低減できる方式、機器を選定すること。

c） 使用時間、使用頻度等にばらつきのある部屋の空調設備は、個別運転が可能且つ運転制御を集中管理できるシステムとすること。

2）換気設備

a） 換気設備の設置対象室および換気量は、建築基準法等の関係法令の定めるところによるほか、アイススケートリンクの適正環境が保持できるよう計画する。

b） 換気設備は室内環境を適正に保持できるよう計画する。

c） 設備機械、受変電設備等を屋内とする場合、当該室等の換気は、機械換気設備とし、騒音や省エネを考慮した構造、運転方式とすること。

d） 厨房のある店舗等については、周辺への臭気の影響を考慮した換気設備とすること。

3）自動制御設備

a） 中央監視制御装置は簡易形監視制御装置とし、各設備の操作、状態表示、警報表示、計測表示等を簡易的に行ない、各設備を集中的に管理する。

b） 事務室に集中監視盤を設置する。

c） 電気、給水、ガスについては消費量を計測計量できるものとする。

4）昇降機設備

a） 乗用エレベーター

① 福祉対応仕様の乗用エレベーター1 基以上を設置するものとする。

② 停電時自動着床、地震時管制運転を備えること。

③ かご内インターホンは事務室と相互通話ができること。また、遠隔監視装置を備え、保守会社とも通話ができるものとする。

④ エレベーターホールからかご内を見通せる窓を設けること。

⑤ 観客席（優先席）への導線と、貸し切り利用時の無断使用と利用者以外の入場排除な仕組み（運転制限等）を考慮のこと。

b） 貨物用エレベーター

① 整氷車の搬送が可能なこと。

② 駐車場から利用可能なこと。

＊整氷車は概ね 3×6m。保水タンク、氷庫満杯条件にて総重量 3t。

＊整氷車の最小回転半径に注意し、切り返しの少ない動線とすること。

4-6 アイススケートリンク及び周辺設備、機器

(1) 冷凍機等

冷凍機を用いてアイススケートリンクを構築する場合には下記記載事項を考慮の上で設備機材等を整えること。但し、電子方式を使用する場合はこの限りではない。原則高圧ガス保安法区分届出設備の冷凍機を複数台設置とする（省エネ等の優位性がある場合には許可設備の提案も可）。

使用する冷凍機は自動運転制御が可能で、冬季／夏季の効率運転が容易でフレキシブル制御ができ、機械室設置スペース効率を考慮したコストパフォーマンスが高い機器構成とする。気象条件により冷気生成用にも使用が可能なものが望ましい。省エネ環境配慮型が望ましく、人口密集地域に設置・運営される事を勘案し事故時の対策等に関しては、その危険性有無、対策等を個別に併せて記載すること。

一次冷媒に、CO^2、NH^3 等を提案する場合には、その選択理由と C/P 比較並びに住宅密集地設置に対する対策と、その信頼性見込みに加え事故時の対処に関する考え方、毒性等を有した冷媒の場合は事故時の外部漏洩する事態を招いた時の、再運転時に必要となる冷媒変更可能性への対処と回避対策案等も併せて提案のこと。

使用電源電圧は、省エネ運転が最も実現可能で且つ電力会社から一般的な給電を受けられる範囲で選択すること。一般汎用標準仕様の電動機等を用い、コストパフォーマンスに優れ且つ、保守性を考慮のこと。特殊な部品、消耗品類の使用は避けること。

冷凍機器使用のイメージ　　— 例 —

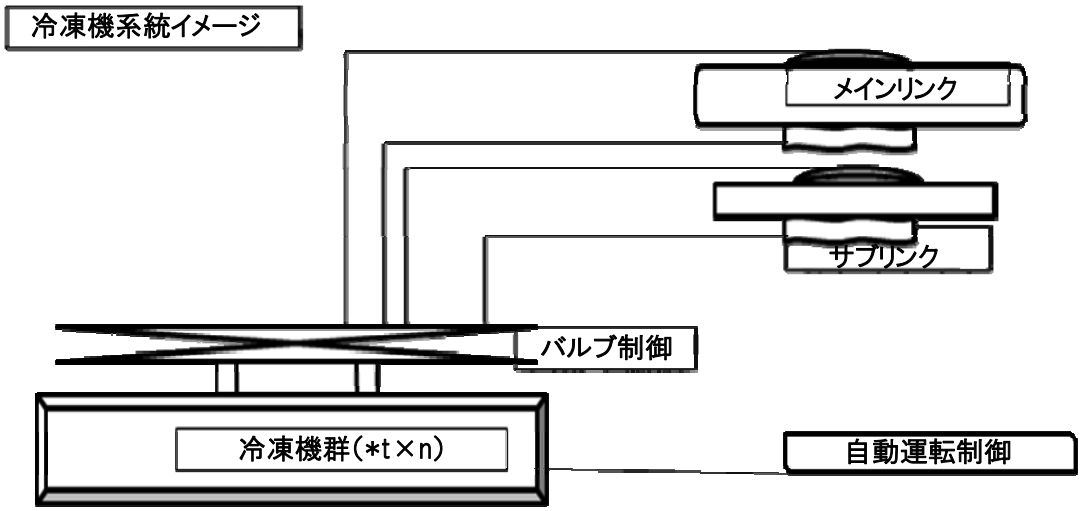

(2)　アイススケートリンク

アイススケートリンクの氷生成には、アイスマット方式、埋め込み方式、電子式など何れも可とするが、維持運営管理、メンテナンス性に優れコストパフォーマンスのバランスが良いものであること。フェンス等（含むガラス）は、パック痕が付着しづらい材質を用いたものとする（強化ガラスの使用が望ましい）。

なお、冷凍機を使用する方式採用の場合には、冷却媒体（ブライン等）供給用ピット等は、アイススケートリンク両サイドに設置する形式でもよい。フェンスの保持に支柱補助材等の使用も可とする。アイススケートリンクが設置される床の構造は、構造床（デッキプレート、コンクリート等による）上に、EPS 等断熱材（厚 300mm 以上）と、防水シート（経年劣化が少なく、熱伝導性の良い材質）の施工がなされ水平がたもたれていること。なお、フェンス部分にはフェンス架台が設置できるような構造と固定用アンカーが用意されていること。

＜参考としてアイスマット敷設リンクの構成イメージ例を、図―１に示す＞

図―1：アイスマット敷設式リンク構造のイメージ
①建築との責任分解点（リンク業者：架台、フェンス＆フェンスガラス、アイスマット、冷媒管）
②床とフェンス架台の固定方法、アンカーで結合、架台のテンプレート等要件は別途
③リンク内側の荷重はEPSのみで保持
④配管ピット&冷媒管は、断熱保護要す。又付設はリンクサイドの片面、両面何れも可。

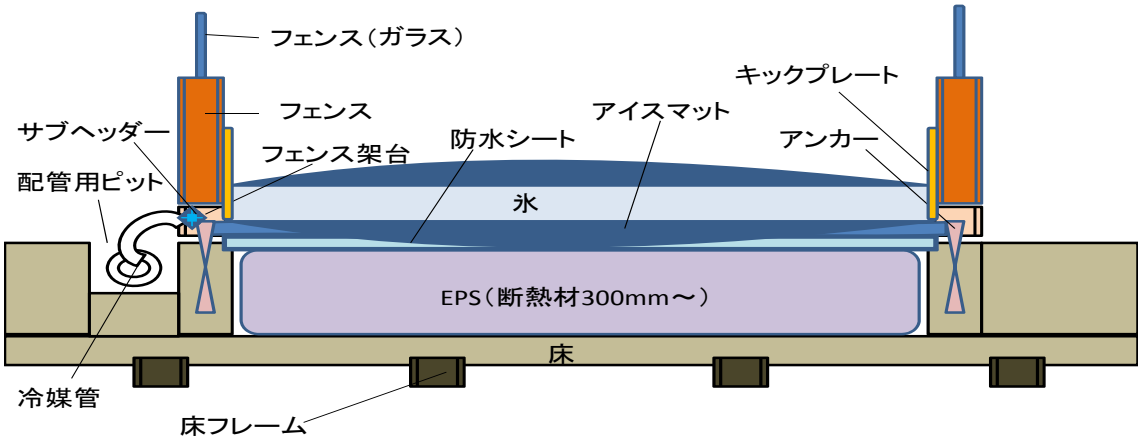

＊断熱材には防水・耐水等処理が施されていることが望ましい

＊アイススケートリンク形成時は、散水⇔氷形成を繰り返し行うので、防水シート施工には漏水、水溢れがないような処置・仕上げが施されていること。氷厚は 50~90ｍｍを予定。

＜参考として冷媒管埋設リンクの構成イメージ例を、図―２に示す＞

図―2：アイスマット埋設式リンク構造のイメージ
①建築との責任分解点（リンク業者：架台、フェンス＆フェンスガラス、リンク冷媒管、冷媒管）
②床とフェンス架台の固定方法、アンカーで結合、架台のテンプレート等要件は別途
③リンク内側の荷重はEPSのみで保持
④配管ピット&冷媒管は、断熱保護要す。又付設はリンクサイドの片面、両面何れも可。

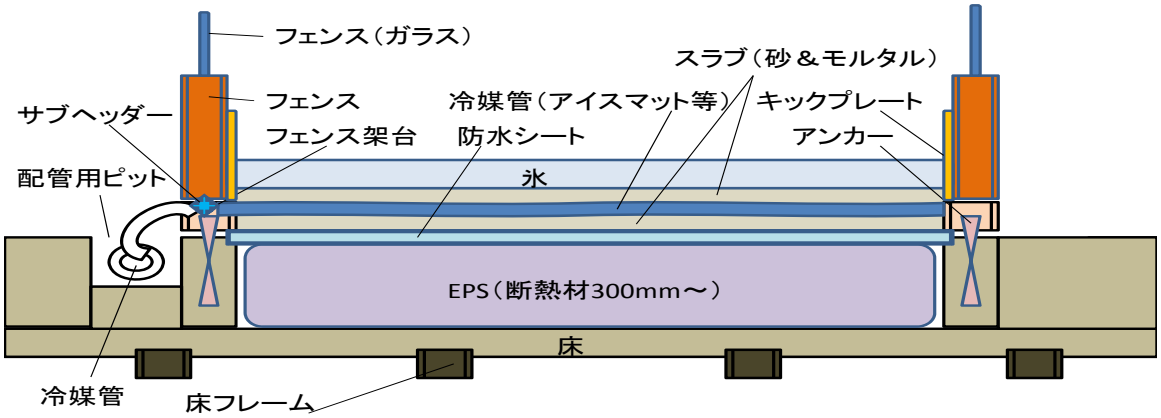

＊断熱材には防水・耐水等処理が施されていることが望ましい

＜参考として電子式アイスプレート式リンクの構成イメージ例を、図―３に示す＞

図―3：アイスプレート式リンク構造のイメージ
①建築との責任分解点（リンク業者：架台、フェンス＆フェンスガラス、アイスプレート、配線等）
②床とフェンス架台の固定方法、アンカーで結合、架台のテンプレート等要件は別途
③リンク内側の荷重はEPS&架台で保持
④配線＆排熱管ピットは、断熱保護要す。又付設はリンクサイドの片面、両面何れも可。

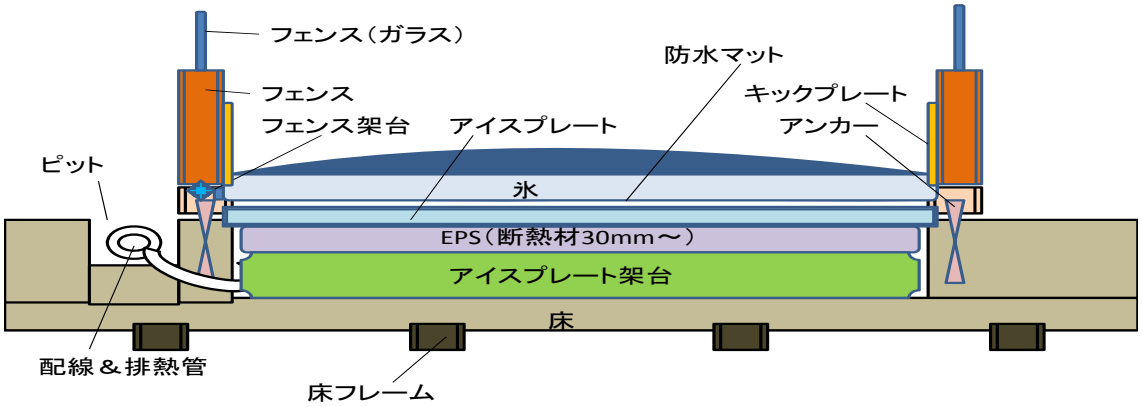

4-7 屋外工作物、外構、その他附帯施設

(1) 一般事項

a) 周辺及び建設予定地内の景観に配慮した計画とすること。

b) JIS Z 9110 に準拠し、必要照度を確保した照明計画とすること。

(2) 駐車場

a) 駐車形式は平面駐車とし（ピロティ等)、普通車 60 台以上が駐車できること。ただし、バス駐車時に限り、バス駐車スペースが普通車駐車スペースと重複し、普通車駐車台数が減少することは許容する。

b) 大型バス 4 台が駐車できるようにすること。なお、バス駐車は、敷地内に進入してからの転回スペースを設けることが困難な場合、道路からの直接駐車や縦詰め駐車もやむを得ないものとする。

c) 大型車（バス等）は国道 1 号から進入するものとする（国道 1 号から市道六角橋 309 号線へは左折不可)。

d) 駐車場は舗装を行うこと。また、車道の交差部分は、すみ切りを設けること。

e) 駐車場には照明灯、輪止め、カーブミラー、路面表示等を適切に設け、安全に配慮すること。

f) 車椅子使用者用駐車場については、専用駐車スペースの表示を行うこと。

g) 一般用駐車スペース 5.0m 以上×2.5m 以上、車いす使用者用自動車駐車スペース 5.0m 以上×3.5m 以上を確保する。

h) 駐輪スペース 30 台～50 台分（自動二輪を含む）を確保し、管理が容易にできること。駐輪スペースは車導線との交錯に注意のこと。

(3) 構内通路

a) わかりやすく見通しのよい計画とすること。

b) 歩行者用通路を設ける場合は、仕上げ材の変化をつける等、通路が分かり易い計画とすること。

c) 原則として段差を設けないこと。

d) 透水性の高い材料の使用や工夫を行い、排水に十分考慮すること。

(4) 植栽

a) 緑化率は、関連条例等に基づき確保すること。

b) 樹種選定は季節感や、維持管理に配慮すること。

c) 樹木、地被植物へ充分な水遣りを行える散水設備を設けること。

d) 新施設が興行場となる場合は、避難空地としての活用もできる設えとするなど、効率的な敷地利用に配慮すること。

(5)　囲障等

本施設の敷地内には、フェンス・塀・門扉等を必ずしも新設する必要は無い。

(6)　サイン

a)　サインは来館者を容易に導くものとすること。また、施設の玄関、階段、エレベーター等を容易に見つけることができること。

b)　視認性に優れていること。

c)　不必要な場所へ誤って侵入することが回避されること。

d)　「神奈川スケートリンク」看板を設置すること。照明設備付きで視認性の良いこと。

(7)　ゴミ集積場

ゴミ集積場の設置位置に係る関連窓口との協議は、事業者が行うこと。

5 仮設リンクに係る要求水準

5-1 前提条件

仮設リンクは、あくまで仮設施設としての利用に供するものであり、関連法令等の遵守並びに機能上求められる最低限の改修を目的とした工事を行うものとするが、利用者の安全性確保には十分留意すること。アイススケートリンク機能としても、天候・気温等により休場となることは容認するレベルの内容とするものであり、より低廉な方法による提案がなされることが望ましい。また、仮設リンク設置予定施設の原状復旧は不要である。

なお、仮設リンクは 6：00~22：00 の利用を前提とする。原則 10：00~18：00 は一般利用、6：00~10：00、18：00~22：00 スケート教室の生徒等による貸切利用とする。

仮設リンクの供用は、可能な限り現施設の閉鎖から新施設の開場までの期間とするが、利活用する資機材、工事期間、認証検査等の制約により、利用できない空白期間が生ずる場合にはその期間と理由を提案時（入札時）に明示すること。

仮設リンク及び仮設リンク設置予定施設（横浜市内）の概要は、【提供資料①】、【提供資料②】及び【提供資料⑥】 を参照のこと。

5-2 業務範囲

仮設リンク設置予定施設へのアイススケートリンク設備の据え付け調整、並びに、仮設リンク設置等により必要な最低限の施設改修を行うものとする。

冷凍機等のアイススケートリンク設備について、現施設の既設機器を流用移転する場合には、設備の使用後廃棄までを事業範囲に含むものとする。

新施設に整備するアイススケートリンク関連設備を仮設リンクに先行使用する場合は、新施設への移転及び新施設へ移転できない資機材の廃棄までを事業範囲に含むものとする。

5-3 施設の仕様

以下に示す事項のほか仮設リンク設置における共通事項として、現有設備機材等仮設へ流用可能なものは流用使用を前提としてよいものとする。ただし、仮設利用終了後廃棄する。また、アイススケートリンクレンタル事業者のレンタル用品を使用するリンク形成でも可とする。

再利用可能と推測される資機材を以下に示す（工程的に流用が困難と想定しているものは除く）。

・アイスマット、貸し靴、ゴムマット（床）、除湿機（既設移設）、ロッカー、自販機（綿菓子、用品販売） 等

(1)　仮設リンク（レイアウト、仕上げ等）

・アイススケートリンクの寸法は、仮設リンク設置予定施設の指定エリア（位置は提供資料②を参照）の全面（40m×20m程度）である。

・既設木製フローリング床を撤去し、既存の土間コンクリートに直接 EPS 等の断熱材（t=200~300mm 程度）、防水シート等による防水床を形成し、氷生成用のパイプ＋砂を敷設する。本事業において施工したものは撤去するものとするが、フローリング床の復旧工事は不要である。

・エントランス及び周辺諸室の床高とアイススケートリンク床高は同一レベル（若しくはアイススケートリンクが数 cm 程度低い程度）を基本とする。

・フェンス相当部分はアイススケートリンクフェンス専用部材による構築ではなく、既設体育館壁若しくは構造補強用合板に手摺（φ30～50mm 程度の丸棒、既製品手摺棒で可）を取り付ける形式、若しくは利用者の衝突時に怪我が軽減できるような部材を用いた材質を使用したもので構築すること。

・参考としてアイススケートリンクの構成イメージを、下図に示す。

＜仮設リンク～参考イメージ～＞

＊仮設リンク設置予定施設の現状に大幅な変更を加えずにアイススケートリンク形成用の冷媒管敷設工事を行うことを前提とし、工事の容易性を優先すること。配管の床下収納にはこだわらない。また、アイススケートリンク形成時、アイスマット等には砂を用いるなど強度増を図ること。

・フェンス相当部分は、既存壁に合板貼り（型枠用 t=10 前後、h=1,800 程度）の上、手摺（木製等の汎用品等、h=1,000~1,500）を取り付けること。若しくは利用者の衝突時に怪我が軽減できるような部材を用いた材質を使用したもので構築すること。既設壁面の不陸調整等を行い、衝突時の怪我防止に配慮すること。

・アイスホッケー用パック衝突時の保護のため、壁・天井防護用ネット（アイスホッケーパックがすり抜けないレベルの物）を取り付けること。ただし、舞台前の

一面のエリアに関しては、舞台高さから天井までとする。なお、開閉装置等は必要ない。

(2)　保護者用待機エリア

・仮設リンク設置予定施設の一部（位置は提供資料②を参照）を保護者用待機エリアとして利用するもので、道路側ドアから保護者用待機エリアまでの区間を出入り通路として使用できるように、不要部分の閉塞を行うものとする。なお、出入口と反対側の袖側に関しても、同様の閉塞を行うものとする。仮囲い用の材料等により通行が出来ないような処置のみで良く、仕上げ、装飾等は一切不要である。

(3)　貸し靴、事務室、その他周辺諸室のレイアウト及び仕様

・レイアウト及び仕様の考え方は【提供資料②】参照のこと。

・利用者が使用する床（トイレ等も含む）にはゴムシートを敷設する（保護者用待機エリアを除く）。

・既設の壁・設備等の撤去が必要な箇所は、仮設施設であることに鑑み、低廉な材料・工法を用いて仕上げを行うこと。既設の壁・設備等の撤去が不要な箇所は、できるだけ既設のまま使用することを前提とする。

(4)　断熱・遮熱等

・断熱・遮熱は必須ではない。断熱工事を行わない場合は、壁面に設置されているカーテン等を固定することとする。予定価格内で天井、壁面に容易に施工できる断熱・遮熱方法が有れば実施することを拒むものではない。

(5)　整氷

・アイススケートリンク敷設時は本協会職員の指導の下製氷作業を行うこととしても良いが、製氷作業を義務付けるものではない。

・敷設後の日常の整氷は、小型整氷車を使用して本協会が管理を行う。

・融雪スペースは屋外に置くことを想定しているため、融雪槽設備は不要とする。

・小型整氷車置き場は屋外（又は仮設リンク設置予定施設内のコンクリートスラブ下地の床）とすることを想定しているため、整氷車車庫の建設は不要である（屋外におく場合、ブルーシートをかける等により本協会が管理する）。

(6)　電気設備

・既存受変電設備の改修、受変電設備のリース、受変電設備の新設等のうち、もっとも低廉な方法で、アイススケートリンク設置及び提案による建築設備等に要する仮設電源を確保すること。

・法令上必要なものを除き、照度を確保するための照明器具は既存のまま利用する。

・自動販売機を 10 台程度設置できるようコンセントを設けること。自動販売機の具体的な設置位置は入札参加者の提案及び設計時の協議において決定する。コンセントは高所設置とし、抜け防止機能付きとする。また、親メーター以外に電気の計量メーターを設置すること。

(7)　給排水衛生設備

・アイススケートリンク敷設・整氷、冷凍機等設置及び整氷車に必要な給水・給湯設備を設置すること。トイレの衛生器具は既存を活用する。

・排水設備は上記給水・給湯箇所から、可能な限り既存設備を活用し、直近の桝へ放流する。

(8)　空調換気設備

・空調設備については、予定価格内で廉価に施工できる方法が有れば設置するものとし、必須ではない。

・空調設備を設置する場合、リースによる調達、新設、仮設リンク設置予定施設内にある既設の空調設備の活用等の何れの方法も可とする。仮設リンク供用終了後は撤去すること。

・換気設備は、既存の有圧換気扇 4 台を利用する。

・除湿機は現施設にある既存設備を移設し、利用する。

(9)　法令上必要となる設備等

・既存設備を活用するなど、廉価にて施工できる方法で、事業者による計画において必要な法令上必要となる最低限の設備を整備すること（想定される設備：自動火災報知機、非常放送等)。なお、仮設リンクには観覧席を設けない。

(10)　冷凍機

・使用する冷凍機は、既設設備の移設流用、新設設備の早期利用もしくはレンタル品の使用等性能機能を満足するものであれば特段の制限はない。使用する機器は隣接する棟間の部分に据え付けを行い、必要となるパイプ等付設機器を効率良く配置するものとする。なお、新施設に整備するアイススケートリンク関連設備を仮設リンクに先行使用する場合は、仮設使用後新施設に移転据え付けとなるが、その工程計画を提案時（入札時）に明示すること。

(11)　庇

・仮設リンク設置予定施設の正面入り口には、降雨対策として幅 1~2m 程度の庇を取り付けること。

(12)　駐車場

・敷地内の指定エリア（【提供資料①】参照）を駐車場として利用するため、砂利、敷き鉄板等により土埃対策を行うこと（砂利敷きの場合は撤去不要とするが、敷き鉄板等の場合は、仮設リンク供用期間後は撤去すること）。また、ロープ等の何らかの低廉な方法により、駐車区画の表示を行うこと。

・仮設リンク設置予定施設の駐車場は、駐車料は無料とする想定である。

(13)　仮設リンクにかかる事業者が調達するじゅう器・備品

・氷保護シート：ブルーシート（＃3000 相当）等氷表面を覆う用途に使用でき氷全面を覆う容量であること。なお、断熱性能に優れたものである必要はないが、拡張・折り畳みを繰り返す使用用途のため軽量且つ耐久性を有すること。

6 その他（事業者による提案事項）

各入札参加予定者においては、それぞれのノウハウを活かした独自の提案を望むところであるが、以下に示す事項を参考に、新施設等のライフサイクルコスト削減、新施設の機能や魅力の向上等に資するものとして、本協会への支援、協力を伴う提案があることを期待する。

これらの提案を頂ける際は、具体的な施設・設備を伴う場合の費用負担、採算性、運営・運用方法、リスク分担並びに多様な契約方法等、本協会にとってより実現性とメリットの高いことが伺えるよう、具体的な提案がなされることを望むものである。

(1) 太陽光発電

施設の遮熱性向上にも資することから、事業者の提案により、新施設の屋根等を使って太陽光発電を行うことを許容する。その場合、売電収入は事業者の収入としてよいものとするが、太陽光発電及び当該関連施設・設備にかかる維持管理費は事業者の負担とする。なお、本協会は、停電時には当該太陽光発電による電力を新施設において利用する。

(2) 事業委託、賃貸事業の紹介、斡旋

駐車場、店舗等の運営に対し、事業形態（契約形態）、事業者等の紹介・斡旋等の提案。

(3) デジタルサイネージ

立地を生かしたデジタルサイネージ事業者との協業若しくは事業計画の提案。表示内容は、スポンサーのＰＲ利用、本協会による利用、緊急時の告知等が想定され、これを実現する仕組み等と、事業者斡旋等の提案にも期待するところである。設置想定箇所は、アイススケートリンクサイド、フェンス等の室内部分も含めてよいものとする。

(4) 省エネ等補助等

国並びに自治体が行っている補助金について、本事業の施設等事業計画における受給資格とその実現に対し、標準提案に含まれる事項、付加提案として選択可能な事項があればその詳細及び定量的な効果等に関しての提案。

(5) ネーミングライツ等

ネーミングライツ等への推薦事業者の斡旋等。

(6) プロモーションプログラム

解体～建築～竣工～オープニング(カウントダウン含む)を、各々イベントと捉え

たタイアッププロモーション等の企画並びに斡旋等。

(7)　セキュリティ

セキュリティにかかわるもの。ただし、機械警備による監視システムの提案を行う場合には、極力、特殊な機材・仕組みを用いないこと。

(8)　施設規模

メインリンク、客席数、その他利用者数の増加や将来的な増床にかかるもの。

(9)　その他

本協会の事業及び新施設の整備等にとって有益となる、提案者の独自提案。